

2020年4月20日

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会 御中

一般社団法人信託協会

新型コロナウイルス感染症の影響による株主総会対応に係る要望事項

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配にあずかり厚く御礼申し上げます。

さて、4月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」より発出された「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」との声明文(以下、「声明文」という)に関連して、今般、信託協会において、下記の通り要望事項をご提出いたします。

株主総会全般の事務を担う株主名簿管理人およびその他事業者は発行会社の日程に沿った業務を提供することが求められます。6月の株主総会の開催は感染拡大の虞があると共に、株主総会が極端に集中した場合、株主名簿管理人のみならず、印刷会社、封入・発送事業者、郵便局等の業務遂行に大きな支障が生じる虞がございます。何卒、ご検討いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 会社法に定める基準日の効力について一律延長を認めること

(1) 声明文においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、基準日を変更し日程を後ろ倒しすること、または継続会を開催することによる対応が示されているが、当該対応には実務上、以下のような懸念が残る。

- ① 基準日変更を行う場合、決算日現在の株主が議決権行使できず、受領できると期待した配当金を受領できない等、株主に混乱を生じさせるとともに、株主に不利益が生じたとして、発行会社が株主より損害賠償請求を受ける可能性がある
- ② 継続会を開催する場合、株主総会を実質的に2度開催する必要が生じることから、新型コロナウイルス感染のリスクが上がるるとともに、再度郵便物を発送するなど発行会社に事務運営面・金銭面での負担が生じる
- ③ 監査が終了した事業報告・計算書類が株主総会の招集通知に添付されない場合、株主(主に機関投資家)が適切に議決権行使できない虞がある

(2) 上記懸念により、発行会社においては極力どちらの方法も採らず、6月に開催する株主総会で完了させようとする動きが想定される。その場合、次のような懸念が生じると考える。

- ① 6月中に株主総会を開催することは、政府等からの外出自粛の要請への対応が徹底できず、株主及び関係者が感染する、もしくは総会場でのクラスターが発生する虞がある

- ② 株主総会招集通知は全て現物を郵送する必要があることから、印刷・封入・発送に従事する関係者は出社対応を余儀なくされ、健康と安全が害される虞がある
- (3) 計算書類の作成・監査が例年通りに進捗していない状況を勘案すると、6月に開催する株主総会の開催日程が極端に後半に集中する可能性や、招集通知の発出から株主総会までの期間が十分に確保されないことが想定され、その場合には以下のような懸念が生じると考える。
 - ① 株主の十分な議案検討期間が確保されず、適切に議決権行使できない虞がある
 - ② 招集通知の印刷・封入・発送、議決権行使書集計事務等の業務に従事する関係者は、例年以上に高い負荷の中で業務を遂行する必要が生じる。これにより健康と安全が害されると共に予定の業務を完了できないといった大きな懸念が生じる虞がある

以上から、時限的に基準日の有効期間を一律一定期間延長するようご検討いただきたい。

2. 基準日変更及び継続会の開催を選択するための実務的な論点整理

声明文においては、基準日変更及び継続会の開催が選択肢として示されているが、1.(1)の懸念点を踏まえて6月総会の延期に踏み切れない発行会社の後押しをするため、実務対応指針として以下のような事項の指針を示すようご検討いただきたい。

- ① 基準日変更する際の当初基準日株主への対応(損害賠償請求に係る整理等)
- ② 継続会の開催の際の「合理的な期間」の考え方
- ③ 6月総会で役員選任決議し、継続会の終了前に新役員就任、旧役員が辞任する場合の実務対応(登記実務を含む)等

3. 株主総会運営に係る Q&A(経済産業省、法務省:令和2年4月2日。以下「Q&A」という)を踏まえた指針について

Q&Aを踏まえた運営として、次の観点から、株主に電磁的な方法による議決権行使(スマートフォンによる行使を含む)を推奨する指針を示すようご検討いただきたい。

- ① 株主の安全確保の観点から、議決権行使書(紙)の投函のための外出や、当日出席者を減少させるべきであること
- ② 議決権行使書(紙)の集計には関係者が出社して対応することが必須となるため、関係者の安全確保の観点から議決権行使書の件数を減少させるべきであること

4. WEB 開示制度の適用範囲拡大について

- (1) 会社法施行規則に定めるWEB開示が可能な書類の範囲を拡大し、会社法改正後の電子提供制度において電子提供が認められる書類につきWEB開示を可能とす

るようご検討いただきたい。これらの内容を WEB で開示する選択肢を確保することで、招集通知の印刷を先行させ、取締役会での事業報告・計算書類の承認のスケジュールを遅らせる等、一定程度柔軟な運用が可能になるものとする。

- (2) 上記(1)の措置が難しい場合には、少なくとも単体の計算書類、監査報告等の決算関係書類の WEB 開示を可能としていただきたい。

以上